



第6次



西

原

村

総

合

計

画

(2024年度～2033年度)

概要版



はじめに

1. 計画策定の背景

本村は、平成26(2014)年3月に令和5(2023)年度までの10年間を計画期間とする第5次西原村総合計画を策定し、「みんなが安心して暮らせるむら」、「みんなに選ばれ、訪れるむら」、「みんなでつくるむら」という3つの視点による将来像を描き、その実現に向けたむらづくりを進めてきました。

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進行、地球レベルでの環境問題、自然災害の大規模化、AI・情報通信技術等の高度化等、この10年間にわたる計画期間の間でも大きく変化しています。また、国は東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域を維持していくことを目指した「地方創生」を推進し、地方の持続的な経営の実現を目指しています。

このような中、本村では、平成27(2015)年に「第1期まち・ひと・しごと西原村創生総合戦略」、令和2(2020)年に「第2期まち・ひと・しごと創生西原村総合戦略」を策定し、第5次西原村総合計画に基づく、

本村の各行政分野における施策の推進と持続的な経営の実現に向けた施策の推進を図ってきました。

しかしながら、農業を中心とした産業振興、団塊の世代を中心とした高齢者福祉や住民の健康づくりの充実、将来の村を担う人材づくりのための教育環境の充実等の政策課題に加え、現在は回復の兆しがあるものの、平成28(2016)年の熊本地震に伴う人口減少など、本村の行政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

これからの西原村は、村を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、持続可能な行財政運営を維持し、各種政策課題に対して住民と行政との協働のもと、地域自らの責任で自立し、活力とうるおいに満ち持続的に発展していくむらづくりを進めていかなければなりません。

このような観点から、次の時代を展望し、むらづくりを総合的かつ計画的に進めるため、今後のむらづくりの指針となる第6次西原村総合計画を策定するものです。



新たな挑戦
色あせない誇り
明日へつながる
みんなの西原村

1 計画の概要

1. 計画の目的

第6次西原村総合計画は、第5次総合計画の実績と評価を踏まえて、令和6(2024)年度からはじまる新しい西原村の“むらづくり”の指針とすることを目的として策定します。

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、で構成し、令和6(2024)年度を計画初年度とし、令和15(2033)年度を目標年度とします。

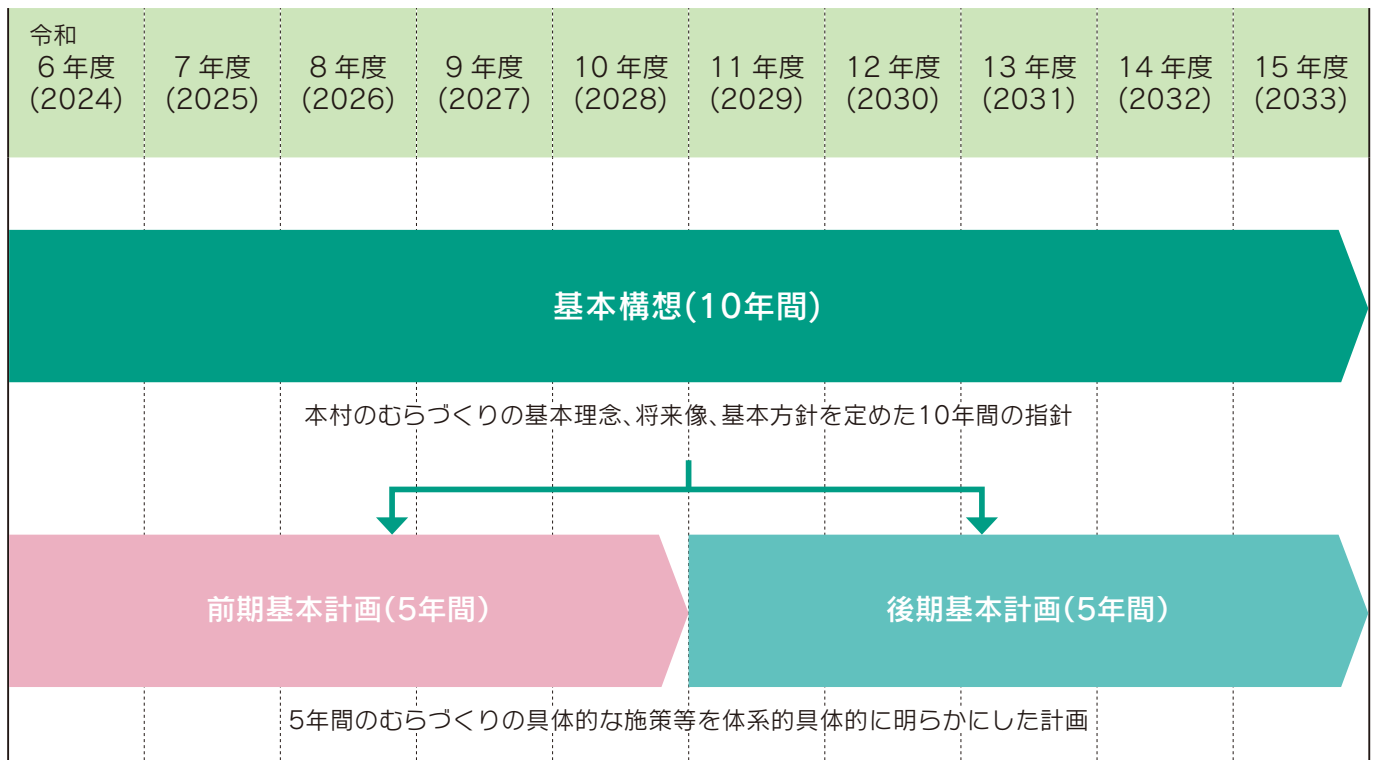
基本構想

基本構想は、本村の現状とむらづくりの課題を踏まえ、目指すべき村の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、令和6(2024)年度を計画初年度とし、令和15(2033)年度までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の内容を部門別に体系化したもので、具体的な事業や取組等を検討するための基礎となります。基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

【総合計画の構成図】



2 基本構想



1. 基本理念

地方自治体を取り巻く環境は刻一刻と変化し続けている中、地方自治の持続可能性を高め、先人が築き上げてきた歴史や風土を将来に繋いでいくために、私たち自身が常に挑戦する意識を持ち、変化に柔軟に対応する必要があります。

また、私たちが住むこの西原村には、豊かな自然、阿蘇を望む美しい景観、安全で豊富な水資源等、人工的には生み出すことができない貴重かつ何物にも代えがたい財産があります。こうした財産は、これから先も私たちのふるさとへの誇りとして積極的に保全し続けていく責任があり、未来を担う世代へと繋いでいかなければなりません。

これからの西原村の将来を展望するにあたり、第6次西原村総合計画における『むらづくりの基本理念』を次のとおり掲げます。

【むらづくりの基本理念】

新たな挑戦 色あせない誇り
明日へつながる みんなの西原村

2. 目指す将来像

住民の声や想いに耳を傾け、村に暮らす人々の暮らしの豊かさを追求していくことがむらづくりの原点です。

そのためには、職員の資質の向上を図るとともに、地域をけん引するリーダーとなる人財を育成し、多くの住民が主体的にむらづくりに参画できる機会を提供していくことが重要です。

そして、多様な想いをもつ住民同士が、むらづくりの様々な場面において活躍できる社会を築いていかなければなりません。

むらづくりの基本理念を踏まえ、西原村は、住民自身がむらづくりの主人公となり、住民自身がふるさとに誇りをもって、いつまでも住み続けたいと思えるむら、熊本地震から復旧・復興を成し遂げ、更に西原村の魅力を知ってもらうことで村外のひとに住んでみたいと関心を持ってもらえるむらを目指して、10年後のむらのありたい姿を、次のとおり『むらの目指す将来像』として定めます。

【むらの目指す将来像】

ひとが育み ひとと輝く
誇りあるふるさと 西原村

3 前期基本計画

施策体系

本計画は、以下の体系で構成します。

【総合計画の構成図】

将来像	基本目標	基本施策
ひとが育み ひとと輝く 誇りあるふるさと 西原村	基本目標 1 産業と暮らしが共に栄えるむら	1-1 農業の振興 1-2 畜産業・林業の振興 1-3 商工業の振興 1-4 観光の振興
	基本目標 2 安心・安全な暮らしのむら	2-1 計画的な土地利用と住生活環境の整備 2-2 上下水道の維持・管理 2-3 環境の保全 2-4 消防・防災対策の充実 2-5 防犯・交通安全対策の充実 2-6 道路・交通ネットワークの整備
	基本目標 3 多様性を受け入れる支え合いのむら	3-1 地域福祉の充実 3-2 障がい福祉の充実 3-3 子育て支援の充実 3-4 健康の増進 3-5 高齢者福祉の充実 3-6 地域医療・社会保障体制の維持
	基本目標 4 豊かなところとからだを育むむら	4-1 学校教育の充実 4-2 文化・芸術の振興 4-3 生涯学習・スポーツの振興 4-4 青少年健全育成・社会教育の推進
	基本目標 5 手を取り合い共に歩むむら	5-1 協働のむらづくり 5-2 効率的な行政運営の推進 5-3 健全な財政運営の推進 5-4 広域連携の推進

4 SDGsの視点

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは普遍的な目標であり、我が国

としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でもSDGsに基づく視点を積極的に取り入れたまちづくりが求められています。

本村においても、SDGsの目指す目標を踏まえ、総合計画の各施策を推進することとします。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



5 むらづくりの方向性

計画の基本理念、将来像を踏まえた上で、各政策分野別に取り組むべき基本施策の基本的方向を以下のとおりを定めます。



基本目標

01

産業と暮らしが共に栄えるむら



目指すむらの姿

- 農業の生産流通体制が確立し、新たな担い手がむらの農業をけん引しています。
- 山林原野が適切に保存され、効果的に機能する耕畜連携体制が確立しています。
- 雇用が充実し、暮らしに不自由のない商圏が形成されています。
- 観光資源が有効活用され、観光の目的地のひとつとして選ばれています。

基本施策① 農業の振興

農地利用の適正化
担い手の育成支援
農業生産基盤の充実

農産物流通体制の強化
有害鳥獣被害防止対策の推進

基本施策② 畜産業・林業の振興

畜産経営基盤の充実
地産地消の推進

森林の保護・保存

基本施策③ 商工業の振興

村内事業者の持続化支援の充実
関係団体間の連携体制の確立
企業誘致の積極的推進

雇用の確保
創業・事業継承支援の充実

基本施策④ 観光の振興

観光振興体制の強化
観光コンテンツの充実

観光情報の発信



安心・安全な暮らしのむら

目指すむらの姿

- 必要な住宅が供給され、景観と住環境の調和のとれた街並みが形成されています。
- 安全で安心な水資源が、村全体に供給されています。
- 豊かな環境資源が、村内外の人を惹きつけています。
- あらゆる災害に対応できる強靱な地域が形成されています。
- 犯罪被害や交通事故のないむらになっています。
- 交通不便が解消され、交通弱者を生まないむらになっています。

基本施策① 計画的な土地利用と住生活環境の整備

計画的な土地利用の推進
地籍調査の推進

計画的な宅地供給の推進
適正な公営住宅等の維持・管理の推進

基本施策② 上下水道の維持・管理

水道供給体制の整備
適正な管路の維持

下水処理基盤の充実

基本施策③ 環境の保全

河川環境の保全
山林・原野の保全

農村環境・景観の保全
不法投棄対策の推進

基本施策④ 消防・防災対策の充実

自主防災体制の充実
適正な消防・防災基盤の維持・管理

消防・防災体制の強化
地域企業における災害対応

基本施策⑤ 防犯・交通安全対策の充実

防犯対策の充実
消費者被害の防止

交通安全の向上

基本施策⑥ 道路・交通ネットワークの整備

県道等の整備促進
村道の整備推進

福祉タクシー事業の普及
公共交通基盤の整備





多様性を受け入れる支え合いのむら

目指すむらの姿

- 住民が住み慣れた地域で、支え合いながらいきいきと暮らしています。
- 障がいへの理解が広がり、地域全体で支えるむらになっています。
- 安心して子育てできる環境が充実し、子どもたちが元気に育っています。
- 健康で元気な住民が増えています。
- 元気な高齢者が増え、地域活動の主体となって活躍しています。
- 安心して医療を受けられる環境が維持されています。

基本施策① 地域福祉の充実

社会福祉協議会の機能充実
福祉避難所の設置推進

地域を支える福祉人財の育成

基本施策② 障がい福祉の充実

障がい支援体制の充実

障がいに対する理解の促進

基本施策③ 子育て支援の充実

子育て支援の充実
切れ目のない子育て支援の推進

療育・発達支援の充実
学童クラブの充実

基本施策④ 健康の増進

母子保健事業の推進
生活習慣病予防の推進

保健指導の充実

基本施策⑤ 高齢者福祉の充実

介護予防の推進
地域包括ケアの推進

高齢者の生きがいづくり
介護保険制度の理解促進

基本施策⑥ 地域医療・社会保障体制の維持

地域医療体制の確保
健康意識の向上

国民年金制度への理解促進





基本目標

04



豊かなところとからだを育むむら

目指すむらの姿

- 人間力が向上し、ふるさとに誇りを持つ子どもが増えています。
- 文化・芸術活動の表現機会が確保され、村の文化・芸術が継承されています。
- 多くの住民が、生きがいとやりがいをもって暮らしています。
- 人権が守られ、青少年が健全に育っています。

基本施策① 学校教育の充実

教育内容の充実

地域ぐるみの学習支援の促進

子どもの特性に応じた教育の推進

教育環境の整備

ICT学習環境の整備

学校における人権教育の推進

基本施策② 文化・芸術の振興

文化・芸術活動の促進

文化財の保存と有効活用

基本施策③ 生涯学習・スポーツの振興

生涯学習の推進

スポーツの振興

基本施策④ 青少年健全育成・社会教育の推進

社会教育の推進

人権の啓発

青少年健全育成の推進





基本目標

05



手を取り合い共に歩むむら

目指すむらの姿

- 住民の声がかたちとなってむらづくりに活かされています。
- 職員の意欲・能力の向上が図られ、効率的な行政運営が行われています。
- 健全で自立した財政運営が行われています。
- 広域連携により、生活に必要な住民サービスが維持されています。

基本施策① 協働のむらづくり

住民主体の地域づくりの推進
住民意見の反映推進

住民の活動拠点の適正管理
男女共同参画の推進

基本施策② 効率的な行政運営の推進

行政事務効率化の推進
窓口サービスの充実と効率化の推進

行政手続のオンライン化の推進
広報・広聴の充実

基本施策③ 健全な財政運営の推進

歳入・歳出の適正化
公共施設の適正な維持・管理

財務分析の推進と活用

基本施策④ 広域連携の推進

広域連携の推進





町並み、村並み、
山並みが美しい
持続的に発展するむら

発行：令和6(2024)年3月

企画・編集：西原村 企画商工課

〒861-2402

熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259

T E L : 096-279-3112

U R L : <https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/>